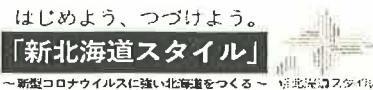


3/22(火)の発表



報道発表資料の配付日時 3月22日(火) 11時00分

発表項目 (行事名)	「令和4年春の全国交通安全運動」の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
			発表場所
概要	<p>4月6日(水)から15日(金)までの10日間、「令和4年春の全国交通安全運動」が実施されます。</p> <p>宗谷総合振興局では、交通安全に関わる関係機関・団体とともに交通安全の街頭啓発等を予定しています。</p> <p>運動の重点及び当振興局の取組については、次のとおりです。</p> <p>1 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子供を始めとする歩行者の安全確保 (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上 (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保 (4) スピードダウンと全席シートベルト着用(北海道の地域重点) <p>2 当振興局の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全道統一行動日(セーフティーコール)の街頭啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○日時 令和4年(2022年)4月6日(水) 11:00から30分程度 ○場所 西條稚内店前(稚内市大黒4丁目7-1) (2) 「交通事故死ゼロを目指す日」の街頭旗波作戦 <ul style="list-style-type: none"> ○日時 令和4年(2022年)4月8日(金) 14:00から30分程度 ○場所 洋服の青山前(稚内市潮見2丁目6番10) ○参加予定 稚内警察署、稚内市、交通安全関係団体(約60名程度) (3) 道民交通安全の日街頭啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○日時 令和4年(2022年)4月15日(金) 10:00から30分程度 ○場所 相沢食料百貨店前(稚内市中央3丁目5-8) 		
参考	旗波作戦は、天候により中止となることがあります。		
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 (場所)		
担当 (連絡先)	宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 TEL ダイヤルイン 0162-33-2919 (内線 2950) 担当者 道民生活係長 鈴木 武史 TEL ダイヤルイン 0162-33-2527 (内線 2964)	環境生活課長 瀧澤 克昌	

みんなで守ろう交通ルール。 笑顔でつくる交通安全

子供を始めとする歩行者の安全確保

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

安全運転サポート車(サポカー)で安全運転!

スマース横断歩道で安全横断!

北海道の地域重点「スピードダウンと全席シートベルト着用」

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動
令和4年4月6日(水)~15日(金)



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
(カチャピニン)



交通安全
サイトへ

4月10日(日)は

「交通事故死ゼロを目指す日」です

交通ルール、みんなで守って事故のない社会へ!

子供を始めとする歩行者の安全確保

歩行者も交通ルールを守ろう!

入園・入学を迎える4月以降に、幼児・児童の歩行中の交通事故が増えていきます。横断歩道では、信号が赤色のときは必ず止まり、青色のときは右と左をよく見て、車が来ていないことや横断歩道近くに車が停車したことを確かめてから渡りましょう。



「ゾーン30プラス」で安全・安心な通行空間を!

最高速度30キロの区域規制とスムーズ横断歩道等を適切に組み合わせることで、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を目指しています。地域・家庭で、通学路等の安全を日頃から確認しましょう。

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

飲酒運転を絶対にしない!させない!

アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下し、交通事故の危険性を高めます。飲酒したら絶対に車を運転してはいけません。



安全運転サポート車(サポカー)を選ぶ!

高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術で運転者の安全運転を支援してくれる車「安全運転サポート車(サポカー)」を推奨しています。



自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は車のなかまです!

自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられた「車のなかま」です。交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。



交通ルールを守りましょう!

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
・夜間はライトを点灯
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

※子どもに限らず、自転車を利用するすべての人はヘルメットを着用するように努めましょう。(北海道自転車条例)

北海道では、上記のほか独自に「スピードダウンと全席シートベルト着用」を地域重点としています。

●思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、速度を守り、安全運転を心掛けましょう。また、後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

春の全国交通安全運動
令和4年4月6日(水)~15日(金)

令和4年 春の全国交通安全運動北海道実施要綱

第1 運動の目的

交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

第2 期間

1 運動期間

4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間

2 統一行動日（セーフティコール）

4月6日（水）

3 交通事故死ゼロを目指す日

4月10日（日）

第3 主催

北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道安全運転管理者協会

第4 運動の重点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 4 スピードダウンと全席シートベルト着用

第5 運動の進め方

道、道教委、道警察、市町村をはじめ、関係機関・団体等は緊密に連携し、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

第6 重点に関する主な推進項目

1 子供を始めとする歩行者の安全確保

（1）歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るためにの交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化

イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高

齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

（2）歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

（1）運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発
- オ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用

（2）飲酒運転等の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

（3）妨害運転の防止

- ア 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

（4）高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

(1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

ウ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

(2) 業務運転中の自転車の安全利用

自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(3) 自転車利用者自身の安全確保

ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨

イ 自転車の被視認性の向上を図るための反射材用品等の視認効果等の周知と取付け促進

ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

エ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

4 スピードダウンと全席シートベルト着用

(1) スピードダウン

ア 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。

イ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。

ウ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。

(2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

第7 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

主催機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う道民の交通行動の変化等を注視しつつ、道民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

第8 具体的広報内容

運動の推進に当たっては、次により運転者及び歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、家庭、学校、職場では、交通の場における正しい行動が習慣化されるよう話し合いや指導を行い、各地域では地域のふれあいを通じて、地域に根ざした交通安全活動が行われるように努める。

1 子供を始めとする歩行者の安全確保

○ 運転者の皆さん

交差点等における一時停止、安全確認を徹底しましょう。

子供の飛び出しや高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

○ 歩行者の皆さん

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

横断する前、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も、左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

外出するときは、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。

○ 家庭では

家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

○ 学校では

基本的な交通ルールのほか、「ながらスマホ」などの危険性を理解させましょう。

○ 地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品等の普及と着用の促進を呼びかけましょう。

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

○ 運転者の皆さん

対向車や先行車がない場合は、走行用前照灯（ハイビーム）の使用を励行しましょう。

周囲が見にくく、歩行者等の発見が遅れがちになるので、交差点では徐行し、歩行者の道路横断に対応できる安全な速度で運転しましょう。

信号機の設置されていない横断歩道については、歩行者優先を守り、歩行者の安全な通行を確保しましょう。

思いやりとゆずり合いの気持ちを持って、安全運転を心掛け、あまり運転など危険な運転はやめましょう。

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

○ 高齢運転者の皆さん

体調に不安があるときは運転を控えるなど、無理のない運転を心がけましょう。

交通安全講習会などに参加し、交通ルールや加齢に伴う身体機能の変化などを理解しましょう。

安全を確保するため高齢運転者標識（高齢者マーク）を活用しましょう。

○ 同乗者の皆さん

運転者に対して、ゆとりを持って運転するよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。

運転者の飲酒状況を確かめ、二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。（同乗罪に問われる場合があります。）

○ 家庭では

外出時は、明るい服装を心がけ、反射材用品やLEDライト等を身につけるなど目立つ工夫をしましょう。

交通事故に遭わないよう、夕暮れ時の危険性、危険個所などについて話し合いましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を話し合い、家族が外出するときは、「交通事故に気をつけて」のひと声をかけましょう。

運転に不安をもつ家族がいる場合は、免許の自主返納についても話し合いましょう。

飲酒運転は悪質で重大な犯罪であること、悲惨な事故やひき逃げにつながる危険な行為であることなどを、家族で繰り返し話し合うなど、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 職場・学校では

定期的に安全教育や指導などを行い、交通ルールの遵守や飲酒運転根絶の意識を浸透させましょう。

ポスター（飲酒運転根絶ロゴマーク使用）等の掲示や、ハンドルキーパー運動を推進するなど、継続的に安全啓発や注意喚起を実践しましょう。

飲酒場所に車で行かないことや、飲酒後の帰宅手段の確認など、飲酒運転をさせないため、お互いに注意喚起のひと声をかけましょう。

【ハンドルキーパー運動】

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

○ 酒類を提供・販売する飲食・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質・危険性や交通事故の悲惨さを呼びかけ、ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転をしようとしている者を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

○ タクシー・運転代行業者の皆さんは

酒類を提供する飲食店や酒類販売店等と協力して、タクシーや運転代行の利用を働きかけ、飲酒運転を根絶しましょう。

○ 地域・町内では

街頭啓発や町内会の会合、回覧板など、あらゆる機会を通じて、交通ルールの遵守や飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。

○ 道民の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない」に加え、「そして見逃さない」という意識を徹底しましょう。

飲酒運転をしている者や、その疑いのある者を発見した場合は、警察に通報しましょう。

【飲酒運転通報システム】

北海道警察では、110番通報のほか、飲酒運転に関する情報提供を電子メールにより受け付ける「飲酒運転ゼロボックス」をホームページ上に開設しています。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

○ 運転者の皆さんは

交差点等における一時停止、安全確認を徹底し、自転車との事故を防止するとともに、自転車を追い越すときは、安全な間隔を確保しましょう。

○ 自転車を利用する皆さんは

自転車も車両として交通ルールを守らなければならないことをよく認識しましょう。

車道通行が原則（左側端）、歩道通行は例外（歩行者優先）を徹底しましょう。

乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入、夕暮れ時は早めのライト点灯に努めましょう。

イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転など危険な行為はやめましょう。

○ 家庭では

自転車の点検・整備に努め、自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

○ 学校では

「自転車安全利用五則」や「北海道自転車条例」の周知を図るとともに、イヤホン使用など安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での運転、傘差し、「ながらスマホ」の片手運転などの危険性についての指導を徹底しましょう。

○ 地域・町内では

交通安全講習等に積極的に参加するなど、反射材用品やLEDライト等の普及と着用の促進、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上に努め、お互いに自転車の安全利用を呼びかけましょう。

4 スピードダウンと全席シートベルト着用

○ 運転者の皆さんは

時間にゆとりをもち、スピードダウンで安全運転をしましょう。

後部座席を含め、全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。

○ 同乗者の皆さんは

運転者に対して、ゆとりを持って運転し、スピードを出し過ぎないよう声をかけ、安全運転を実践させましょう。

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。

○ 家庭・職場では

スピードの出し過ぎによる交通事故の悲惨さを話し合い、安全運転に努めましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しない場合の危険性について理解を深め、全ての座席において、必ず着用するよう習慣付けましょう。

○ 地域・町内では

街頭での啓発活動や町内会の会合、回覧板など様々な機会を通して、スピードダウンや全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけましょう。